

## 生駒市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した平成27年度財政援助団体等監査の結果について、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

平成27年12月17日

|         |      |
|---------|------|
| 生駒市監査委員 | 藤本勝美 |
| 生駒市監査委員 | 井上圭吾 |
| 生駒市監査委員 | 白本和久 |

### 記

#### 1 監査の種別

地方自治法第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者の監査

#### 2 監査の実施期間

平成27年9月10日(木)～同年10月13日(火)

#### 3 監査の対象

生駒市介護老人保健施設やすらぎの杜 優楽の指定管理者である医療法人仁悠会における平成26年度指定管理業務

当該業務を所管するこども健康部健康課における指定管理者の指定等に係る事務

#### 4 監査の観点及び方法

指定管理業務については、適切に指定管理業務が執行されているかについて、事業報告書等関係諸帳簿及び証拠書類の提出を求めて確認・照合を行うとともに、必要に応じて担当者から事情を聴取する方法で、監査を実施した。

市所管課に対しては、関係書類を審査するとともに、指定管理者の指定等に係る事務及び指導監督が適切になされているかに主眼をおいて監査を実施した。

5 指定管理者の概要

指定管理者指定申請時の提出書類より（平成22年10月6日現在）

|              |  |
|--------------|--|
| 名称           | 医療法人 仁悠会   |
| 主たる事務所       | 大阪府堺市北区東三国ヶ丘町四丁1番25号   |
| 法人設立年月日      | 昭和33年10月8日   |
| 目的           | 病院及び診療所を運営し、科学的でかつ適正な医療及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。  |
| 運営等を行っている施設等 | <p>【病院及び診療所】<br/>吉川病院（堺市）、タマダ病院（堺市）・吉川病院附属診療所（堺市）</p> <p>【大阪市から指定管理者として指定を受けて管理する介護老人保健施設】<br/>大阪市立介護老人保健施設おとしよりすこやかセンター南部館（大阪市平野区）</p> <p>【訪問看護ステーション】<br/>あすなる訪問看護ステーション（堺市）</p> <p>【居宅介護支援事業】<br/>吉川病院ケアサポートセンター三国ヶ丘（堺市）<br/>おとしよりすこやかケアプランセンター南部館（大阪市平野区）</p> <p>【認知症対応型通所介護事業】<br/>タマダ病院デイサービスセンター（堺市）、すこやかデイサービスセンター（大阪市平野区）</p> <p>【収益事業】<br/>土地賃貸業</p> |

## 6 指定管理業務等の概要

### (1) 管理施設の概要

介護保健施設サービス、通所リハビリテーション、短期入所療養介護等のサービスを提供し、要介護者及び要支援者が住み慣れた地域で在宅生活を継続できるように、総合的・専門的な支援を行うための介護老人保健施設である。

|        |  |
|--------|--|
| 施設名称   | 生駒市介護老人保健施設 やすらぎの杜優楽   |
| 所在地    | 生駒市小瀬町324番地2   |
| 開設年月日  | 平成13年11月1日   |
| 構造、規模等 | <p>建物の構造：鉄筋コンクリート造2階建て<br/> 敷地面積：8,028㎡ 延床面積：4,638㎡<br/> （1階） エントランスホール、事務室、機能訓練室、デイルーム、食堂、一般浴室（天然温泉）、ボランティアルーム、理美容室、家族介護室兼会議室、診察室、言語聴覚士作業室等<br/> （2階） 食堂・デイルーム、休憩室、療養室（4人室：22室、2人室：4室、1人室：4室）等<br/> 定員 入所100名<br/> 通所リハビリテーション63名</p> |
| 備考     | 平成22年9月の募集時の募集要項に既存施設の増床希望計画提案ができる旨の記載があり、それに基づく指定管理者からの提案により、平成25・26年度において生駒市が増床等の改修工事を行い、平成26年12月1日より入所定員が80名から100名に増加している。  |

(2) 指定管理業務の範囲

ア 施設の運営に関する業務

- (ア) 介護老人保健施設の運営（サービスの提供、利用料等の徴収等）
- (イ) 入退所検討委員会等の開催
- (ウ) 相談・情報提供等の実施
- (エ) 緊急時等の対応
- (オ) 施設利用者等への給食調理業務（利用者及び職員等）
- (カ) その他市が定める業務

イ 施設の維持管理及び運営管理に関する業務

(ア) 総合ビルメンテナンス業務

A 施設管理業務

- a 常駐設備管理業務
- b 電気設備管理
- c 空調設備管理
- d 衛生害虫防除業務
- e 消防用設備等法定点検業務
- f 樹木の剪定、施設敷地内の除草業務
- g 軽微な補修・修繕

B 清掃業務

- a 日常清掃業務
- b 定期清掃業務
- c 受水槽清掃業務

(イ) 設備機器保守管理業務

A 保守点検

- a エレベーター保守点検
- b コージェネ保守点検
- c 循環濾過装置保守点検
- d ボイラー保守点検
- e 自動ドア保守点検

B 保安管理

- a 自家用電気工作物保安管理

C 保守管理

- a フリーロックシステム保守管理

(ウ) 什器・備品等の管理業務

ウ その他の業務

- (ア) 事業計画書の作成
- (イ) 事業報告書等の作成
- (ウ) 自己評価等の実施
- (エ) 安全管理に関する取組（法令に規定する消防訓練等）
- (オ) 個人情報の取扱い、情報公開に関する業務
- (カ) 市が実施する業務への協力
- (キ) その他市が必要と認める業務

(3) 自主事業について

指定管理者の平成26年度事業計画書において、介護予防のパワーリハビリテーションを自主事業とする記載がある。

しかし、介護予防のパワーリハビリテーションについては、生駒市介護保健施設条例第3条第4号及び第4条の5第1号の規定に基づく指定管理業務であり、自主事業ではないと考える。

また、平成26年度事業計画書には記載されていないが、指定管理者は、介護保険法第8条第5項の規定に基づく訪問リハビリテーションを自主事業として平成24年度から実施している。

(4) 指定管理業務の実施について

業務の実施に対し、指定管理料等の市からの支出はない。地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制を採用し、利用者が支払う利用料金を指定管理者が収入することにより指定管理業務を実施する。利用料金は、生駒市介護老人保健施設条例及び同施行規則で規定している、介護保険法に定められた額である。

基本協定書第31条に基づき、指定管理者は市に対し、施設の減価償却費の一部として、会計年度ごとに指定管理者負担金として50,000,000円を納入している。(平成23年度については30,000,000円)

(5) 指定管理者の指定について

- ・ 指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第3項、生駒市介護老人保健施設条例第4条の2から第4条の5の規定に基づき実施されている。
- ・ 指定管理者の募集要項等の配布を、市役所健康課において行うとともに市のホームページにおいて公開することにより、平成22年9月1日から10月15日まで行っている。同時に指定管理者を広く募るため、応募資格の条件である、「奈良県、大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県のいずれかで法に規定されている介護老人保健施設を運営している」事業者(321事業者)に対して、市から募集要項等を送付している。また、現地説明会への参加を必須条件とし、平成22年10月8日から10月15日までを申請書の提出期間として募集している。
- ・ 応募した8事業者を対象として、「生駒市介護老人保健施設指定管理者候補者選定委員会設置要綱」に基づき設置された、生駒市介護老人保健施設指定管理者候補者選定委員会(委員5名)が、「基本的な考え方、事業計画、事業実績、事業の継続性」の評価項目に照らし合わせて第1次審査(書類審査)を行い上位4団体を通過者としている。さらにその4団体に対して、第2次審査(プレゼンテーション)を実施した上で指定管理者候補者を決定している。また、指定管理者候補者の選定結果(評価項目、評価結果)については、市のホームページに掲載し公表している。
- ・ 指定管理者候補者については、平成22年12月に市議会の議決を経て、指定管理者に指定されている。
- ・ 指定管理期間は、平成23年4月1日から平成33年3月31日までの10年間としている。

7 平成26年度施設利用状況（指定管理者の事業計画書及び年度事業報告書より）

| 内 容<br>( ) 内は定員  | 事業計画書      | 年度事業報告書 |            |             | 備 考                    |
|------------------|------------|---------|------------|-------------|------------------------|
|                  | 予 想<br>稼働率 | 稼働率     | 平均入<br>所者数 | 利用者延<br>べ人数 |                        |
| 入所・短期（80人）       | 95%        | 86.7%   | 75.1人      | 27,409人     | 平成26年12月1日から定員が100人へ増加 |
| 入所（75人）          | 94%        | —       | —          | 24,372人     |                        |
| 短期（5人）           | 98%        | —       | —          | 3,037人      |                        |
| 通所リハビリテーション（50人） | 75%        | 68.6%   | 36.3人      | 11,199人     | 年度事業報告書では定員53人         |

8 平成26年度指定管理経費の収支状況（指定管理者の損益計算書より）

| 項 目        | 決算額         |
|------------|-------------|
| 介護保険収入     | 493,794,914 |
| 保険外収入      | 20,007,898  |
| 医事業収入計     | 513,802,812 |
| 給与         | 249,855,035 |
| 福利費        | 33,815,327  |
| 委託料        | 64,238,695  |
| 材料費        | 7,550,931   |
| 光熱水費       | 34,584,176  |
| その他費用      | 39,095,846  |
| 指定管理者負担金   | 50,000,000  |
| 減価償却費      | 1,067,346   |
| 医事業支出計     | 480,207,356 |
| 医事業損益金額    | 33,595,456  |
| 受取利息配当金    | 32,453      |
| 雑収入        | 12,500,212  |
| 医事業外収入計    | 12,532,665  |
| 雑損失        | 1,860       |
| 医事業外費用計    | 1,860       |
| 医事業外損益金額   | 12,530,805  |
| 経常損益金額     | 46,126,261  |
| 固定資産圧縮損    | 3,388,574   |
| 特別損失合計     | 3,388,574   |
| 特別損益金額     | －3,388,574  |
| 税引前当期純損益金額 | 42,737,687  |

## 9 監査の結果

監査の対象に係る事務の執行については、以下のとおり、改善等が必要であると思われる点が見受けられたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき措置を講じられるとともに、その講じられた措置を通知されたい。なお、事務処理上改善を要する軽微な事項については、事務局職員から担当職員等に直接指導を行った。

### (1) 指定管理者の指定について

指定管理者募集要項、業務仕様書、指定申請書、生駒市介護老人保健施設指定管理者候補選定委員会の審査結果表等関係書類を審査した結果、指定管理者の指定手続は適正に行われているものと認められた。

### (2) 事業計画書及び年度事業報告書について

事業計画書には「施設の維持管理（施設の修繕に関する計画）について」が記載されているが、それに対応する、「本業務の実施実績（事業実施実績、施設維持管理実績）」が年度事業報告書に記載されていない。基本協定書第 20 条及び第 22 条の規定に基づき、事業計画書に対応する年度事業報告書を作成すべきである。

また、年度事業報告書において収支決算書の内容が概算で作成されているため、収支計画書の執行状況について検証ができない。健康課の説明によれば、基本協定書第 22 条第 1 項に規定されている年度事業報告書の提出期限である 4 月末日までに収支決算の確定が困難であることから、概算の収支決算書の提出を求め、その後、確定した収支決算書の提出は求めていなかったとのことである。しかし、健康課が指定管理者の業務内容を把握するためには、確定した収支決算書が必要であり、4 月末日までに収支決算の確定が難しければ、同期限までには概算の収支決算書の提出を求め、収支決算確定後は速やかに確定した収支決算書の提出を求めるべきである。なお、上記取扱いが基本協定書の内容と齟齬する場合は、基本協定書を改訂すべきである。

（健康課、医療法人 仁悠会）

### (3) 施設の修繕について

太陽光発電設備が故障していることについて、2 年度以上にわたって修繕されていない状況にあるのは好ましい状態ではなく、早急に協議して処理すべきである。（健康課、医療法人 仁悠会）

### (4) 施設の利用料金について

利用者に対する請求書(控)、国保連合会の介護給付費支払決定額明細書等を確認したところ、施設の利用料金は適正に徴収していると認められる。

ただし、文書料（診断書等）については指定管理者の利用料収入としているが、これは、公の施設たる介護施設を利用しているものとはいえ、それに単に付随し、一私人の要求に基づき主としてその者の利益のために行う証明事務の対価であって、施設の利用料金ではなく手数料たる性質を有するものである。したがって、文書料（診断書等）は、手数料として条例に規定すべきである。

また、市は指定管理者に手数料の徴収及び市への納入業務を委託することになるため、これを基本協定書に記載すべきである。(健康課、医療法人 仁悠会)

(5) 指定管理業務と自主事業の明確化

ア 介護予防のパワーリハビリテーション

指定管理者は、事業計画書において、介護予防のパワーリハビリテーションを自主事業と記載しているが、これは生駒市介護老人保健施設条例第3条第4号及び第4条の5第1号の規定に基づく指定管理業務であり、自主事業ではない。指定管理者は、指定管理業務として適正に処理すべきである。

(医療法人 仁悠会)

イ 訪問リハビリテーション

指定管理者は、介護保険法第8条第5項の規定に基づく訪問リハビリテーションを自主事業として平成24年度から実施しているが、事業計画書に記載していない。基本協定書第32条の規定に基づき、事業計画書に記載し、市の承認を得るべきである。(医療法人 仁悠会)

ウ 公衆電話及び自動販売機の設置

指定管理者は、公衆電話及び自動販売機の設置による収入を指定管理業務の雑収入として経理をしているが、これは基本協定書第7条に記載された業務に該当せず、自主事業と解される。したがって、行政財産目的外使用許可を得るとともに基本協定書第32条の規定に基づき事業計画書に記載し、市の承認を得るべきである。(健康課、医療法人 仁悠会)

(6) 条例及び施行規則について

生駒市介護老人保健施設条例第3条における、この施設が行っている事業の記載について、第4号及び第5号において引用されている介護保険法の条文の項番号に誤りが生じていること、生駒市介護老人保健施設条例施行規則第2条における、施設に入所することができる定員について、平成26年度において80人から100人に増加していることが反映されていないこと、及び同施行規則第5条の利用料金等の納付の規定について、誤りがみられるので、改められたい。

(健康課)

(7) 指定管理者指定申請時の事業計画書について

指定管理者指定申請時の事業計画書において掲げられた、高水準の利用率、基準人員の1.5倍を配置すること、年4回災害対策の研修及び訓練を行うことに関する提案等の取組が明確ではない。市と指定管理者は協議を行って、この取組内容を明確にすべきである。(健康課、医療法人 仁悠会)

(8) 補助金について

平成22年9月の募集時の募集要項に、指定管理者は既存施設の増床希望計画を提案できる旨の記載がある。市は、指定管理者の提案に基づき、平成25・26年度に、市民に対して良質な介護保険サービスを提供することを目的として施設の増床等の改修工事を実施した。改修工事の内容は、1階についてはレ

ントゲン室を言語聴覚士作業室に改修、水治療器撤去後に風呂を配置、2階については療養室20床を増床するというものであった。

この20床の増床等に伴い、市は奈良県から施設開設準備助成対策事業補助金12,000,000円（指定管理者が支出した、開設準備経費の需用費（パンフレット作製費）、備品購入費（入浴リフト一式、ベッド一式等）、介護職員等に係る給料（開設準備に必要となる職員訓練期間中の雇上げ等に要する経費））の交付を受け、同額を指定管理者に交付しているが、補助金交付要綱、申請書、補助金実績報告書、その他関係書類を確認した結果、適正に処理されているものと認められた。

(9) 市の指定管理業務に対するモニタリングについて

市は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、施設の設置の目的を効果的に達成するために指定管理者を選定しており、当該管理業務が効果的且つ適正に執行されているかを適切にモニタリングすることが必要である。上記のとおり、市は概算での収支決算書の提出しか求めていなかったが、指定管理者の収支決算は、今後の利用者へのサービス向上などの指定管理業務の内容や年度協定書の内容にも影響し、また、新たな指定管理者の選定の際の条件などの検討にも役立つものであって、当然に確定した収支決算書の提出を求めるべきものである。また、指定管理業務と自主事業の区別についても、それを明確にすることにより指定管理業務の収支も明らかになる。

市の指定管理者、指定管理業務に対するモニタリングは極めて不十分なものであり、今後、適切なモニタリングを行うべきである。（健康課）